

糸島市消防本部患者等搬送事業に対する指導及び認定に関する要綱

平成 22 年 1 月 1 日消防長決裁第 12 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 指導基準（第 3 条—第 13 条）
- 第 3 章 講習及び適任証（第 14 条—第 21 条）
- 第 4 章 認定基準（第 22 条—第 35 条）
- 第 5 章 補則（第 36 条）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、糸島市消防本部管轄区域内の民間の事業者による患者等の搬送事業者に対し、必要な指導を行うとともに、一定の基準に適合する患者等の搬送事業者の認定を行うことにより、患者等の生命及び身体の安全を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 患者等 寝たきりの者、車椅子又は寝台を必要とする者及び傷病者等をいう。
- (2) 患者等搬送業務 患者等を搬送するため特別の構造又は設備を備えた自動車（以下「患者等搬送用自動車」という。）を使用し、患者等を搬送する業務をいう。
- (3) 患者等搬送事業者 患者等搬送業務を行う事業所の経営者又は管理責任者をいう。
- (4) 乗務員 患者等搬送用自動車に乗務し、患者等搬送業務に従事する者をいう。
- (5) 指導基準 消防庁の通知（平成元年 10 月 4 日付消防救第 116 号）に基づき消防機関が患者等搬送事業者を指導する際の基準をいう。
- (6) 認定基準 消防庁の通知に基づき消防機関が患者等搬送事業者を認定する際の基準をいう。

第 2 章 指導基準

（患者等搬送業務の基本原則）

第 3 条 消防長は、患者等搬送事業者に対し次の各号に定める基準により必要な指導を行い、利用者の安全と利便の確保を図るものとする。

- (1) 患者等搬送事業者は、生命に危険があり、又は症状が悪化すると認められ、緊急に医療機関又はその他の場所に搬送しなければならない患者等は、搬送の対象としないこと。

- (2) 患者等搬送事業所、患者等搬送用自動車、パンフレット及びその他これらに類するものに、「緊急の業務」を行っているとして住民に誤解を与えるような表示はしないこと。
- (3) 患者等搬送事業者は、事業の社会的責任を十分自覚し、関係法規を遵守すること。
- (4) 患者等搬送用自動車には、サイレン及び赤色灯を装備するなど救急自動車と紛らわしい外観を呈しないこと。

(応急手当の実施)

第4条 患者等搬送業務にあたっては、症状の悪化防止に万全の配慮を行い、搬送途上において症状が悪化し緊急やむを得ない場合は、必要な応急手当を実施しなければならない。

(消防機関との連携)

第5条 患者等搬送事業者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、119番等により、患者等の場所、状態、既往症及び掛かり付けの医療機関等を消防機関に通報し、救急自動車を要請しなければならない。

- (1) 患者等からの搬送依頼時の依頼内容、症状の聴取結果から緊急に医療機関へ搬送することが必要であると判断した場合
- (2) 患者等からの搬送依頼場所に到着した時点において、症状等から緊急に医療機関へ搬送する必要があると判断した場合
- (3) 患者等の搬送途上において、症状が悪化し、緊急に医療機関へ搬送することが必要であると判断した場合

(乗務員の要件)

第6条 患者等搬送用自動車の乗務員は、満18歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てるものとする。

- (1) 第14条に定める患者等搬送乗務員基礎講習（以下「基礎講習」という。）を修了し、患者等搬送乗務員適任証（様式第1号、第1号の2。以下「適任証」という。）の交付を受けた者
- (2) 医師、助産師、保健師、看護師、救急救命士、准看護師、医学士又は看護学士の資格を有し、前号に掲げる者と同等以上の知識及び技術を有する者として消防長が認められた者（以下「特例適任者」という。）で、適任証の交付を受けた者

(運行体制)

第7条 患者等搬送事業者は、患者等搬送用自動車1台につき2人以上の乗務員をもって業務を行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、乗務員を1人とすることができる。

- (1) 乗務員以外に医師、看護師又は救急救命士が同乗する場合
- (2) 退院の場合
- (3) 医師の指示により、あらかじめきめられた入院、転院又は通院の場合
- (4) 社会福祉施設、保護施設等への送迎の場合
- (5) 車椅子専用の患者等搬送用自動車の場合

(知識及び技術の維持管理)

第8条 患者等搬送事業者は、乗務員に2年に1回以上、第14条に規定する患者等搬送乗務員再講習（以下「再講習」という。）を受講させなければならない。

(患者等搬送用自動車の要件)

第9条 患者等搬送用自動車は、次の各号に掲げる条件に適合している車両でなければならない。

- (1) 十分な緩衝装置を有すること。
- (2) 換気及び冷暖房の装置を有すること。
- (3) 乗務員が業務を実施するために必要なスペースを有すること。
- (4) ストレッチャー又は車椅子を確実に固定できる構造であること。
- (5) ストレッチャーは、患者等固定用ベルトを有するものであること。
- (6) ストレッチャー又は車椅子の乗降を容易にするための装置を備えていること。
- (7) 携帯が可能な通信機器等、緊急連絡に必要な機器を有していること。

(患者等搬送用自動車の表示)

第10条 患者等搬送用自動車の車体には、国土交通省で定めた患者等搬送用自動車である旨の表示をしなければならない。

(積載資器材の種別)

第11条 患者等搬送用自動車には、別記第1に定める資器材を備えなければならない。

(消毒の実施)

第12条 患者等搬送用自動車及び積載資器材の消毒は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 定期消毒 毎月1回以上
 - (2) 使用後消毒 毎使用後
- 2 消毒の実施要領は、別記第2によること。
- 3 医師から消毒について特別に指示があった場合は、指示に基づいた消毒を行うこと。
- 4 第1項第1号による消毒をしたときは、その旨を消毒実施記録票（様式第2号）に記録し、患者等搬送用自動車内の見やすい場所に表示しておくこと。

(衛生及び安全管理)

第13条 患者等搬送事業者は、次の各号に定めるところにより安全衛生管理に努めなければならない。

- (1) 乗務員の身体及び服装の清潔保持
- (2) 患者等搬送用自動車及び積載資器材の点検整備及び清潔保持
- (3) 患者等の搬送時の患者及び同乗者等に対する安全措置

第3章 講習及び適任証

(講習の実施)

第14条 消防長は、乗務員の患者等搬送業務に必要な知識及び技術を乗務員に習得させる

ため、基礎講習及び再講習を実施するものとする。

- 2 前項の講習は、他の消防本部又は他の団体に委託して実施することができる。
- 3 講習の実施通知にあつては、実施日時、実施場所その他講習の実施に関する必要な事項を患者等搬送事業者に通知するものとする。
- 4 講習の実施基準については、別記第3によるものとする。
- 5 講習の修了考査実施基準については、別記第4によるものとする。
- 6 講習に要する経費のうち、消防長が必要と認めるものについては、受講者の負担とする。
(講習の講師)

第15条 基礎講習及び再講習の講師は、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てるものとする。

- (1) 救急救命士として3年以上の実務経験を有し、消防長が適任と認めた者
- (2) 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると消防長が認めた者
(受講申請)

第16条 第14条に規定する基礎講習及び再講習を受講しようとする者は、講習受講申請書(様式第19号)により、消防長に申請するものとする。

- 2 消防長は、受講申請を受理したときは、講習受講票(様式第20号)に必要な事項を記載し、申請者に交付するものとする。
(特例適任者の認定)

第17条 第6条第2号に規定する特例適任者の認定を受けようとする者は、特例適任者申請書(様式第21号)により、消防長に申請するものとする。

- 2 消防長は、前項の申請を受理し、申請内容に不備がないことを確認したときは、特例適任者として認めなければならない。
(適任証の交付)

第18条 消防長は、第14条に規定する基礎講習を修了した者、又は前条の特例適任者に対して適任証を交付するものとする。

- 2 消防長は、適任証を交付するときは、適任証交付者名簿(様式第3号)に登録するものとする。
(適任証の有効期間)

第19条 適任証の有効期間は、2年とする。ただし、第14条に規定する再講習を受けた者は、さらに2年間有効とし、それ以降もまた同様とする。

- 2 消防長は、前項ただし書により有効期間を延長した場合は、適任証及び適任証交付者名簿に記載するものとする。
(適任証の携帯)

第20条 乗務員は、適任証を携帯して患者等搬送業務に従事しなければならない。

(適任証の再交付)

第21条 適任証の交付を受けている者がその適任証を亡失、滅失、汚損又は破損したとき

は、適任証再交付申請書（様式第4号）により再交付を受けることができる。

2 消防長は、前項の申請があったときは申請内容を審査し、適任証交付者名簿を整理の上、適任証を再交付するものとする。

第4章 認定基準

（認定対象）

第22条 認定対象となる患者等搬送事業者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）に定める次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (3) 特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (4) 自家用有償旅客運送の登録を受けた者

（認定の申請）

第23条 認定を受けようとする患者等搬送事業者は、患者等搬送事業認定（更新）申請書（様式第5号）により、消防長に申請するものとする。

2 前項の申請書には、認定の対象となる事業者であることを証明する事業免許等の写し、乗務員名簿（様式第6号）及び患者等搬送用自動車届（様式第7号、第7号の2）を添えて、申請するものとする。

（認定の審査）

第24条 消防長は、前条で定める認定の申請を受理したときは、次により認定の審査を行うものとする。

- (1) 認定の審査は、認定審査基準表（様式第8号）により当該事業所に立ち入り審査を行うものとする。
- (2) 消防長は、認定審査基準に適合したときは、患者等搬送事業認定簿（様式第9号）に記録し、認定事業者台帳（様式第10号）を作成するものとし、認定審査基準に適合しなかったときは、認定審査基準に適合するよう指導するものとする。
- (3) 認定の審査は、当該申請を受理した日から1か月以内に審査し、その結果を、認定（否認）結果通知書（様式第11号）により、申請者に通知しなければならない。

（認定マークの交付）

第25条 消防長は、認定審査基準に適合した患者等搬送事業者（以下「認定事業者」という。）に対し、次により交付するものとする。

- (1) 消防長は、患者等搬送事業者認定マーク（別図第1、別図第2）及び患者等搬送用自動車認定マーク（別図第3、別図第4）（以下「認定マーク」という。）を交付するものとする。
- (2) 消防長は、認定マークを交付したときは、認定事業者から、認定マーク受領書（様式第12号）を徴するものとする。

（認定マークの有効期間）

第 26 条 認定マークの有効期間は、認定を受けた日から起算して 5 年とする。ただし、再認定による認定マークの有効期間は、先に認定を受けた有効期間の残りの期間とする。

(認定の更新)

第 27 条 認定の更新を受けようとする認定事業者は、当該認定の有効期間の満了する日の 1 か月前から当該有効期間が満了する日までの間に、消防長に更新申請をするものとする。

2 更新申請の手続きは、第 23 条及び第 24 条の認定手続きを準用する。

(認定マークの再交付)

第 28 条 認定事業者は、認定マークを亡失、滅失、汚損、又は破損したときは、患者等搬送事業者・自動車認定マーク再交付申請書（様式第 13 号）により、消防長に申請するものとする。

2 消防長は、前項の申請があったときは申請内容を審査し、認定事業者台帳を整理し、認定マークを再交付するものとする。

(認定マークの掲示)

第 29 条 患者等搬送事業者認定マークは、患者等搬送事業所に掲示するものとする。

2 患者等搬送用自動車認定マークは、自動車後面で運転者の視野を妨げない見やすい位置に貼付するものとする。

(事業内容の変更)

第 30 条 認定事業者は、患者等搬送事業認定申請書の内容を変更する場合は、事業内容変更届（様式第 14 号）により消防長に届け出るものとする。

2 消防長は、前項の届出を受理したときは、認定事業者台帳を整理するものとする。

(認定の取消し)

第 31 条 消防長は、次の各号のいずれかに該当するときは認定を取り消すことができる。

(1) 認定事業者が指導基準を遵守しないとき。

(2) 患者等搬送業務の遂行にあたって、重大な事故を発生させたとき。

(3) その他、認定を継続することが、不相当と判断される時。

2 消防長は、認定審査基準表に基づき審査を行い、取消しの可否を決定するものとする。

3 消防長は、認定を取り消したときは、患者等搬送事業認定簿の事業所名欄を抹消するとともに、認定事業者台帳を整理し、患者等搬送事業者に、認定取消通知書（様式第 15 号）及び認定マーク返納請求書（様式第 16 号）を交付するものとする。

(認定マークの返納)

第 32 条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは遅滞なく認定マークを返納しなければならない。

(1) 道路運送法に定めるところにより、国土交通大臣の許可が取り消され、又は失効したとき。

(2) 認定事業者としての認定を取り消されたとき。

- (3) 患者等搬送業務を廃止したとき。
 - (4) 認定の更新申請をせず認定マークの有効期間が満了したとき。
 - (5) 認定マークの再交付を受けた場合において、亡失した認定マークを発見したとき。
- 2 消防長は、認定マークが返納されたときは、認定事業者台帳を整理するものとする。
(再認定の申請)

第 33 条 認定を取り消されたことによる再認定の申請は、取消しの事由が改善された日の翌日から起算して 1 か月を経過しなければ、申請をすることができない。

(特異事案の報告)

第 34 条 認定事業者は、患者等搬送業務実施中において、次の各号のいずれかに該当する事案を扱い、又は発生させた場合は、速やかに特異事案報告書（様式第 17 号）により、消防長に報告すること。

- (1) 患者等を搬送中に容態変化があり、応急処置を実施した場合
- (2) 患者等を搬送中に容態変化があり、救急自動車を要請した場合
- (3) 一類感染症、二類感染症、新感染症、指定感染症等他の患者等に強い影響を及ぼす感染症患者（疑いを含む。）を扱った場合（事後に判明した場合を含む。）
- (4) 患者等を搬送中において交通事故等により業務に支障を生じた場合

(認定事業者の調査)

第 35 条 消防長は、認定事業者に対し、次により指導基準の履行状況等について調査するものとする。

- (1) 認定事業者の調査は、利用者の安全を維持するため、患者等搬送事業調査書（様式第 18 号）により、年 1 回以上実施しなければならない。
- (2) 認定事業者の調査は、当該事業所に立ち入り、関係事項を調査しなければならない。
- (3) 立入調査時は、当該事業所の業務を妨害してはならない。
- (4) 立入調査は、実施日時等を事前に連絡し、当該事業所の承諾を得なければならない。ただし、利用者の安全を害するおそれがあり、緊急に調査しなければならない場合は、この限りではない。

第 5 章 補則

(補則)

第 36 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の前日までに、改正前の糸島市消防本部患者等搬送事業に対する指導及び認定に関する要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。